

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		令和6年度 第2回 川西市都市計画審議会		
事 務 局 (担 当 課)		都市政策部 都市政策課		
開 催 期 日		令和6年9月27日(金) 14:00～:14:50		
開 催 場 所		オンライン開催 (川西市役所 4階庁議室 他)		
出席者	委 員 (敬称略)	久・西井・北澤・田中・春日・荻田・西山・斯波・大矢根・内山・岡・庄田・菊田・田村・柴原		
	事 務 局	〔都市政策部〕小林・小野 〔都市政策課〕中郷・萩倉・笠谷・舟場・奥田		
	関 係 人	〔道路整備課〕足立・田村 〔施設マネジメント課〕松下・谷		
傍聴の可否		☒ 可・不可・一部不可	傍聴者数	3名
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由				
会 議 次 第		1 開会 2 議題 (1) 議案第1号 阪神間都市計画道路(見野線)の変更について(付議) (2) 議案第2号 阪神間都市計画ごみ焼却場(南部清掃工場)の変更について(付議) 3 報告事項 (1) 第9回区域区分の見直しについて(経過報告) 4 閉会		
会 議 結 果		2 議題 (1) 答申 原案のとおり承認されました (2) 答申 原案のとおり承認されました 3 報告事項 (1) 審議結果のとおり		

令和6年度 第2回川西市都市計画審議会 審議結果 (R6.9.27)

司 会	1. 開会 令和6年度第2回川西市都市計画審議会を開催させていただきます。 議案第1号と議案第2号の関係人として道路整備課と施設マネジメント課より合計4名が出席しておりますことを予めご報告いたします。 前回5月の都市計画審議会以降に、川西市農業委員会の会長の変更に伴って横田委員が7月31日付けで解嘱となられ、8月1日付けで新たな委員が委嘱されておりますのでご紹介させていただきます。川西市農業委員会会長、庄田委員でございます。なお、委員の任期は令和8年3月までとなっております。よろしくお願いします。 委員の出欠につきまして、委員17名の内、本日ご出席いただいておりますのは、Web上6名、会場9名、計15名でございます。従いまして半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。 なお、市役所別室に設けております傍聴者用の会議室には、3名が傍聴に来られております。
議 長	2. 議題 本日は審議案件が2件と報告案件が1件となっております。審議案件の方は、いずれも前回までに意見交換させていただきました案件で、本日は付議をさせていただきますので、よろしくお願いします。
事務局	《事務局 説明》 議案第1号 「阪神間都市計画道路（見野線）の変更について」（付議） （意見、質問なし）
議 長	採決に移らせていただきます。阪神間都市計画道路（見野線）の変更について、案のとおり答申することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	異議なしということで、案のとおり市長に答申させていただきます。画面に答申案を表示しておりますので、ご確認ください。
事務局	《事務局 説明》 議案第2号 「阪神間都市計画ごみ焼却場（南部清掃工場）の変更について」（付議）
関係人	「南部清掃工場の跡地利用の方向性について」

委 員	別添２の跡地利用の説明は、今回付議されたごみ焼却場の都市計画変更に関係しない補足説明ということでよろしいでしょうか。
関係人	そのとおりです。
委 員	前回の審議会で、焼却施設の統合に伴い長期間運用停止をしていた南部清掃工場の都市計画をなぜこれまでに廃止しなかったのかという質問をさせていただき、次の土地利用が決まったから廃止するというご回答をいただきました。長い期間運用されていなかったこの施設について、先日９月の市議会の定例会にて旧南部処理センター解体及び造成工事の請負契約が決議されました。実質的に大きな問題ではないと思っておりますが、我々は都市計画法に基づいて都市計画審議会にて都市計画決定を審議しており、本来であれば都市計画審議会での廃止の決定がされて、それからの契約締結だと思います。解体することが前提になっている議案が市議会に諮られており、本来の流れとして疑問に思いましたので、問題はないのかご説明をお願いします。
司 会	確かに、先日、市議会で解体に係る議案が挙がっていました。本来であればおっしゃるとおり、先に都市計画審議会での廃止の決定をした後に、市議会に挙げるのがきれいだと思いますが、タイミングがなかなか合わなかったこともありますし、多少の時期のずれはやむを得ないものと考えております。
委 員	実務的な対応として、長期間機能を停止していた施設ですから解体が前提だとは思いますが、準備として早期に工事の決定をしたい訳で、市議会の議決が先んじたということは理解をするのですが、私がここであえてこのような質問をさせていただいたのは、法的な流れとして都市計画審議会が後追い承認ではいけないと思ったからです。そもそも都市計画審議会の都市計画決定は法に基づいた審議と決定を行うものなので、整合が取れているかという問題をクリアにしたかったので質問させていただきました。
議 長	私は後追い承認ではないと思います。これは別の案件なので、もし議会で予算が承認されたとしても、我々がこの都市計画の廃止を認めなければここでは新しい土地利用ができません。そういう意味では市議会で決まったから承認ではなく、我々是我々の権限でここをどうするかを決定すれば良いと思っております。どちらが先かというよりは手続き的に違うものになります。都市計画の側面からは、長年運用停止したごみ焼却場が都市計画決定されたままでしたので、次の新しい土地利用を進めるためにはこの都市計画決定を外さないといけないことから、次の土地利用が見えてきた段階で審議しているということです。そういう意味では手続き上の齟齬はないと思います。 また、生産緑地地区の廃止も同様の順番になっておりまして、生産緑地法において斡旋が不成立になった場合に土地利用制限が外れて土地利用できますので、土地利用した後に生産緑地の廃止の手続きとなります。このように土地利用が先に動いてしまうこともありますので、どちらが先か後かについては手続き上の齟齬には当たらないと思います。
委 員	結構です。
委 員	当該地の北側にし尿中継所がありますが、この施設は今回の都市計画区域から外れているということでよろしいでしょうか。また、外れている場合は、今後どのような事業運営になるのでしょうか。

関係人	おっしゃるとおり北側にし尿中継所がありますが、都市計画決定されたものではなく、今回の解体工事の対象にもなっておりません。し尿中継所については、南部処理センターの解体中も運営し続ける予定です。
委 員	し尿施設は今後も使用されるということでしょうか。
関係人	おっしゃるとおりです。
委 員	跡地利用に関しまして、令和6年10月以降に工事が始まる予定ということですが、南部処理センターは河川区域と隣接していますので、河川区域内に仮設を設置する際は河川法の占用許可が必要になります。占用する場合には、事前にご連絡いただきましたらスムーズに対応できますのでよろしくお願いします。
議 長	今のところ、河川区域内に影響が及ぶことはありますでしょうか。
関係人	今回、造成する関係で隣接する河川区域も合わせて地上げをしようとする計画で、既に猪名川河川事務所と協議させていただいています。現状は道路占用許可を取っているのですが、その部分も盛土をする予定になっておりますので、許可の変更等の手続きを考えております。
委 員	跡地利用につきまして、地元協議が終わろうとしているということですが、跡地利用する施設は日常的に地域住民が利用するものではありません。説明会の出席者はいなかったということですが、一時避難できる場所であり、避難用品を保管し、外部から直接出入りできるバリアフリートイレを設置予定ということなので、地域住民が命を守るために利活用できるよう周知をお願いしたいと思います。避難が想定される対象地域はどこなのでしょう。
関係人	地元協議は、近隣のコミュニティ協議会の会長を対象に説明をさせていただきました。というのは、コミュニティ協議会の会長は自主防災会の会長でもありますので、一時避難の場合、どのようなものが必要があるかアドバイスしていただくには最適だと考え、ご説明をさせていただきました。 対象地域は、この立地が加茂になりますので加茂コミュニティ、前面道路から直接行ける久代コミュニティになります。
委 員	設置予定の外部から直接出入りできるバリアフリートイレというのは、普段から利用できるものではなく、通常は施錠されていて必要があれば利用できるものなのでしょうか。
関係人	誰かが日常に使用するような場所ではありませんので、一時避難の際に使用することができないトイレを想定しております。
委 員	地域にいつでも誰でも使えるバリアフリーのトイレがたくさんありませんので、利活用がしやすい場所ではありませんが、本当に困った時に使えるよう、バリアフリートイレを必要とする人に対しても周知をお願いします。
議 長	河川敷は公園化されているところもありますので、そのトイレも含めて検討していただきたいと思います。

	跡地利用に関しましていくつか質疑がありましたが、この案件に関しましてはご意見を賜らなかったということで、採決に入らせていただきたいと思います。 阪神間都市計画ごみ焼却場（南部清掃工場）の変更につきまして、案のとおり答申することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしということで、案のとおり市長に答申させていただきます。画面に答申案を表示しておりますので、ご確認ください。 3. 報告事項
事務局	《事務局 説明》 報告事項（１） 「第９回区域区分の見直しについて」（経過報告）
委 員	前回の都市計画審議会から区域区分の見直し対象地域として挙がらなくなった加茂４、５丁目の市街化調整区域につきましては、一般保留になったということで、その進捗に関しては今回の報告事項に入らないことは承知しておりますが、川西のまちづくりに関して大変重要な案件であり、会長が地元の熟度が大切であるとおっしゃられていましたので、その後の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。
事務局	加茂４、５丁目の市街化調整区域に関しまして、現在、市街化区域に編入する事業手法として土地区画整理事業を地元が検討されております。土地区画整理組合の設立準備委員会を地元の皆様が中心になって設立され、月１回程度、市の担当課である都市政策課と協議しており、接道の確実性をどのように確保するかを一緒に議論させていただいております。現状はどのような手法で行うのが良いのかが明確に見えていない状況にありますが、毎月議論を進めている状況です。
委 員	引き続き、所管課のご協力をお願いしたいと思います。
議 長	私もいくつか土地区画整理事業等をお手伝いしてきておりますが、今のご報告だと数年かかりそうだという感触です。準備委員会が動き出して、いわゆる意識を持った方々が集まって議論をし、一定の方向性が見えてきた段階で全ての地権者が意見交換に入り、それがまとまってから初めて土地区画整理事業の組合として動きますので、時間はかかるように受け止めております。
委 員	逆線引きされる予定は３箇所あり、（Ｇ）－１０は市街化区域と市街化調整区域の境目を現状に合わせてラインを調整したと思われるのですが、（Ｇ）－２と（Ｇ）－９は市街化調整区域に編入する部分の幅が大きいのですが、これらを都市緑地という形で市街化調整区域に編入するのでしょうか。 逆線引きは基本的に、開発の抑制や、立地適正化計画という形で防災上市街化区域にそぐわなくなった地域を対象にしますが、傾斜地のようなところも見受けられ、図面だけでは分からないので、以前にご説明をいただいたかもしれませんけどどのようなことが今回の見直しに考慮されて出てきているのでしょうか。
議 長	前回までに経緯の説明があったとは思いますが、再度共有をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局	都市緑地にするのではなく、開発事業の際に設けられた市街化調整区域に隣接する大規模な緑地となっております。(G)-2は現在、市街化が見込めない区域になりますので、今回市街化調整区域に逆線引きさせていただく予定です。けやき坂の(G)-9と(G)-10につきましては、開発に適さない土砂災害警戒区域のレッドゾーンに一部が入っておりますので、市街化調整区域に逆線引きさせていただこうと考えております。
議長	ニュータウン開発の場合、どこまで宅地化するかを当初はきちんと決めずに緑地部分と宅地部分を決めますので、開発された後に線引き見直しをしたところ、この部分が今後も緑地のままであろうということでこのタイミングで市街化調整区域にするという理解でよろしいでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりです。
委員	会長のご説明を聞いて大分理解したのですが、土砂災害警戒区域であって市街化区域に適さないということは、他の事案の理由とは明確に区別しておいた方がより理解できると思います。
議長	この図面の中にも土砂災害警戒区域がどの部分なのかということを図化していただければより明確になったと思いますので、次回以降このような案件が出てきた場合は、その理由が分かるように地図上にも表記があった方が良いというご意見だと思いますので、また工夫をお願いできたらと思います。
	4. 閉会
事務局	本日も慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。令和6年度第2回都市計画審議会を終了させていただきます。 次回、令和6年度第3回審議会は11月15日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。